

令和8年度家庭教育応援講座実施要領

1 目的

この要領は、子育てやしつけなどの家庭教育の在り方を見つめ直す機会を提供するとともに、家庭での教育力の向上を図るため、高松市内の市立小学校、幼稚園、認定こども園及び保育所（以下「小学校等」という。）において、就学時健康診断等多くの保護者が集まる機会を活用して講座を実施する小学校等に対し、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者を対象に講演・指導等を行うことに必要な事項を定めることを目的とする。

2 講座内容及び実施日等

(1) 講座内容

子どもたちの「生きる力」となる基礎的な資質や能力を育成するため、家庭での子育てや子どもとのふれあい方について、保護者を対象とする講演及び親子参加型等のワークショップとする。

(2) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 実施回数

- ア 小学校、幼稚園、認定こども園及びそれぞれのPTA
 - ・講師謝金が必要な場合、年3回まで
 - イ 保育所及びそのPTA
 - ・講師謝金が必要な場合、年2回まで
- ※講師謝金が必要な場合、上記の回数を超えて実施可能

(4) 実施日

- ア 就学時健康診断の実施日（原則必須とする。小学校のみ）
- イ 参観日及び入学説明会等の小学校等が選択する日

(5) 実施時間 1時間程度

(6) 講師

- ア 家庭教育に関する専門の講師（参考：別紙講師一覧表）
（小学校等の希望に基づき、講師を決定するものとする。）
- イ 小学校等が個別に依頼した講師
- ウ 小学校等の教職員等が講師となることも可。
- エ 家庭教育に関する出前講座等（参考：別紙家庭教育に関する出前講座等一覧表）
を活用することも可。

3 実施場所等

小学校等の施設（体育館・遊戯室等）を使用し、講座の運営（会場準備・司会等）は小学校等が行う。

4 講座実施計画書・実施申請書

- 小学校等は、講師派遣の有無に関わらず、今年度予定する講座について、(様式1)「令和8年度家庭教育応援講座実施計画書」を作成し、提出するものとする。
- 講師派遣を希望する場合は、(様式2)「令和8年度家庭教育応援講座講師派遣依頼書」を作成し、指定の期日までに提出するものとする。

5 実施報告書

小学校等は、講座実施後、2週間以内に（様式3）「家庭教育応援講座実施報告書」を作成し、高松市教育委員会生涯学習課へ提出するものとする。（講師派遣の有無に関わらず提出するものとする。）

6 経費等

講師の派遣に係る経費（謝金）は、高松市教育委員会生涯学習課が負担する。

講師謝金：6,300円/回（ただし、税法により源泉徴収する。）

※ 教職員等が講師となった場合や別紙家庭教育に関する出前講座等を活用した場合などは、謝金は支給できない。

7 実施の流れ

	主な手順	担当	内容
①	小学校、幼稚園、こども園、保育所とそれぞれのPTAとの協議	小、幼、こ、保、PTA	実施主体を決定。
②	(様式1) 実施計画書の提出	小、幼、こ、保	<u>令和8年7月17日(金)までに生涯学習課へ提出。</u>
③	(様式2) 講師派遣依頼書の提出	小、幼、こ、保、PTA	講座実施予定日の <u>2か月前までに生涯学習課へ提出。</u>
④	講師との日程調整	生涯学習課	希望する講師と日程調整後、決定した講師を各校・園・所へ連絡。
⑤	講師との打合せ	小、幼、こ、保、PTA	講演内容の詳細、資料等について打合せを実施。
⑥	当日の運営	小、幼、こ、保、PTA	当日の会場準備、講師対応、司会等。
⑦	(様式3) 実施報告書の提出	小、幼、こ、保、PTA	講座終了後、 <u>2週間以内</u> に生涯学習課へ提出。
⑧	謝金の支払い	生涯学習課	(様式3)実施報告書を確認後、指定の銀行口座へ謝金の振込。